

# 税の申告

2月10日(月)から、市・県民税の申告相談受付が始まります。

問合せ 市民税課 内線 235

## 01 申告が必要な方

- ▼公的年金を受給している方で、医療費控除などの各種控除があるかた
- ▼給与所得者で次のどちらかに当てはまる方
  - 給与以外に所得がある
  - 勤務先から日立市に「給与支払報告書」が提出されていない \*分からぬ場合は勤務先に確認してください。
  - 昨年中に退職し、その後再就職していない
- ▼営業、農業、不動産などの所得があった方（所得税の確定申告をする必要がない方）

## 02 申告が必要ない方

- ▼令和元（2019）年分所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
- ▼年末調整された給与所得のみで、勤務先から日立市に「給与支払報告書」が提出されている方
- ▼公的年金のみを受給している方で、医療費控除などの各種控除がないかた

## 03 申告のときに必要なもの

- ▼申告書（申告会場にもあります）  
\*申告者本人と配偶者、扶養親族で控除を受ける方のマイナンバーの記載が必要です。
- ▼申告者のマイナンバーの確認に必要なもの（次の**A**・**B**のどちらか）
  - A** マイナンバーカード
  - B** マイナンバー通知カードと運転免許証など（身元確認ができるもの）  
\*郵送で提出する場合は、**A**（表・裏の両方）または**B**どちらかの写しを同封してください。
- ▼はんこ
- ▼所得の計算に必要なもの
  - 給与、年金などの令和元（2019）年分の源泉徴収票または給与明細書など

- ▼令和元（2019）年中に支払った下記の領収書または証明書
  - 国民年金、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など
  - 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料
  - 障害者控除の適用を受ける方の障害者手帳など
  - 医療費控除を受ける方は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療を受けた方、病院ごとに支払った医療費の合計金額を計算して必ず明細書を作成しておいてください。 \*健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」で明細の記入を省略できる場合があります。

## 04 市・県民税申告相談受付日程・会場

申告相談日程・会場は右の表のとおりです。

- 開場は、各会場とも午前8時15分です。開場時間前にお越しになんでも、会場に入ることはできませんのでご注意ください。
- 各会場とも駐車場が狭く、混雑が予想されます。車での来場は、できるだけご遠慮願います。
- 申告書が届いた方は、混雑を避けるためができるだけ指定された日にお越しください。指定日に来られない場合は、都合の良い日程・会場にお越しください。

日 程	会 場
2月10日(月)・12日(水)・13日(木)	十王総合健康福祉センター (ゆうゆう十王)
2月14日(金)	中里交流センター
2月17日(月)・18日(火)	豊浦交流センター
2月19日(水)～21日(金)	日高交流センター
2月26日(水)～28日(金)、3月2日(月)～4日(水)	大久保交流センター (多賀市民プラザ内)
3月5日(木)・6日(金)・9日(月)・10日(火)	久慈交流センター
3月11日(水)～13日(金)・16日(月)	消防本部3階講堂

\*受付時間は各会場とも、午前9時～11時、午後1時～3時30分

\*十王総合健康福祉センターは、申告会場となるため、2月10日・12日・13日の3日間休館となります。

## 05 所得税の確定申告について

### ▼受け付けできる所得税の確定申告

市の申告相談受付会場で受け付けできる所得税の確定申告は、「給与所得及び雑所得のみの方」が対象です。なお、確定申告をする方は、税務署からのはがきをお持ちください。

### ▼市で受け付けできない所得税の確定申告

次のどれかに当てはまる方は、税務署が開設する確定申告会場（日立シビックセンターマーブルホール）で申告してください（前年の確定申告書及び収支内訳書の控えを必ず持参してください）。

■事業所得（営業、農業）、不動産所得の申告をする

■株式、土地などの譲渡所得や配当、先物取引による所得の申告をする

■住宅借入金等特別控除など、住宅税制による減税の申告をする

■国外居住親族を扶養とする申告をする

\*所得税の対象にならない方は、「市・県民税申告」の受け付けを行います。上記の「04 申告相談受付日程・会場」にお越しください。

## 06 申告書は市のホームページで作成できます

市のホームページで市・県民税の申告書が作成できます（1月下旬開始予定）。

作成した申告書はマイナンバーを記入の上、はんこを押し、「03 申告のときに必要なもの」を添付して市民税課へ提出してください。

郵送で提出する場合は、マイナンバーの確認に必要な書類については、写しを同封してください。

